　 廃止

家畜人工授精所　休止　届出書

　 再開

年　　　月　　　日

　 栃木県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　家畜人工授精所の開設者の住所

　　　　　　　　　　　家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

廃止

　家畜改良増殖法第25条の２第２項の規定に基づき、家畜人工授精所の　休止　の届出をします。

再開

記

　　１　家畜人工授精所の管理番号

　　２　家畜人工授精所の名称及び所在地

　　３　廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日

　　４　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

　　５　廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精

用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法